



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

財団法人日本臨床衛生検査技師会

発行責任者 高田 鉄也

編集責任者 高田 鉄也

金子 健史

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号

TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722

ホームページ http://www.jamt.or.jp

答申書

第3次 マスタープラン 検証報告書

概念図については本文と重複のため省略する

平成 22 年 6 月 30 日
社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 高田 鉄也 殿
第 3 次マスタープラン検証委員会
委員長 小田辺なお子
委員 才藤 純一
川島 徹
土居 修
高木 義弘
椛山 広美
原田佳代子
山地ひろみ
佐藤 圭永
藤浪 朋子
江角 智子
担当理事 金子 健史

答申書

本委員会へ諮問のありました事項について検討を行い、第 3 次マスタープラン検証報告としてまとめましたので、答申いたします。

記

I 諮問事項

- 1 社団法人日本臨床衛生検査技師会第 3 次マスタープランの検証
- 2 その他、当会運営および事業等に関する意見

II 経緯

平成 16 年第 3 次マスタープランが答申されてから 7 年が経過した。答申書は社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下日臨技）倫理綱領に基づき「国民の健康に貢献する医学検査の実践と普及」を骨子に掲げ、中期的展望にたった 7 項目の基本目標により策定されている。これまで日臨技はこの基本計画に沿って事業を展開し、多くの懸案事項にも取り組んできた。

しかし、この間の医療を取り巻く社会情勢の急激な変化等を考慮すると、本マスタープランの実践は充分とは言えず、早急に検証すべき時期を迎えている。

臨床検査技師に求められるものも、高度な専門的技術にとどまらず、チーム医療の一員としての豊かな教養と人間性が重要になっている。

日臨技の役割としては、会員の資質向上、社会的地位向上、業務・職域の確保に向けた取り組みが重要課題になっている。また、第 3 次マスタープラン策定時には具体化されていなかった医療制度改革や新公益法人制度に対する事業検討も求められている。

そのような中、平成 21 年に召集された女性部会は、10 年後の日臨技のあるべき姿を模索し、「日本臨床衛生検査技師会の諸運営に関する提言書」を提出した。

地位向上・診療報酬・人材育成・会員確保・環境整備・公益事業・意識調査の 7 項目に関し、日臨技が抱える課題と取り組みについて提言している。

このことから、本マスタープラン検証委員に昨年度の女性部会委員が加えられた。日臨技が、社会的認知を獲得し、真に国民の健康に貢献できる職能団体として発展的に存在できるよう、組織力の強化に努めなければならない。

同時に会員に対しては、「社会・組織に対する行動と責任の重要性」を啓蒙し、意識改革と男女を越えた人としての質的成長を推進していかなければならない。10 年後を見据えた組織体制と目標設定、社会状況に即した事業展開を検討する第一段階として、第 3 次マスタープラン答申書を検証した。

III 委員会の開催

- 1 第 1 回委員会
平成 22 年 5 月 15 日（土）
- 2 第 2 回委員会
平成 22 年 6 月 12 日（土）

IV 検証とその内容

第 3 次マスタープラン要綱は、「地位・制度」、「組織・運営」、「日本医学検査学会」、「出版事業」、「行政・関係省庁」、「関連団体・関連学会」、「国際交流・国際協力」の 7 つの領域に分類され、それぞれの領域に「基本目標」、「行動目標」、「中期計画」が設定されている。

下記にその概略を示し、領域ごとに検証を報告する。

【倫理綱領】

- 一、会員は、臨床検査の担い手として、国民の医療及び公衆衛生の向上に貢献する。
- 一、会員は、学術の研鑽に励み、高い専

性を維持することに努める。

一、会員は、適切な臨床検査情報の提供と管理に努め、人権の尊重に徹する。

一、会員は、医療人として、医療従事者相互の調和に努め、社会福祉に貢献する。

一、会員は、組織人として、会の発展と豊かな人間性の涵養に努め、国民の信望を高める。

【第 3 次マスタープラン基本目標】

「国民の健康に貢献する医学検査の実践と普及」

【実践のための 7 項目とそれぞれの目標設定】

- 1 地位・制度
公益法人としての理念と姿勢の明確化
 - 2 組織・運営
基盤の強化・執行部体制の見直し・時代に即した業務と監査
 - 3 日本医学検査学会
「日本医学検査学会」の位置付けの向上
 - 4 出版事業
医学検査の普及および医療情報の提供とその啓発
 - 5 行政・関係省庁
検査技師に関する資格、教育、業務の地位向上
 - 6 関連団体・関連学会
主体性をもった関連団体、関連学会との協調および連携
 - 7 国際交流・国際協力
国際交流・国際協力を通しての検査技師の質的向上
- 1 地位・制度
公益法人についての姿勢を明確にし、職能団体として国民へのアピールを強化していく必要がある。
- 様々なキャンペーンを通じて臨床検査技師が認知され、直接患者に接する業務拡大や推進がなされるよう努力しなければならない。また専門化・高度化する技師教育の取り組みも重要課題である。
- 通信大学・放送大学等の利用、指定大学への卒業教育受入依頼、学位取得に向けた支援体制の確立などを推進する必要がある。第 3 次マスタープラン策定以降、地位や認知の向上につながったとは言いがたく、地位・制度向上に向けた取り組みは女性部会の提言書にも筆頭に挙げられている。

職能団体における、

- 1) 国民へのアピール
- 2) 技師教育への取り組み
- 3) 医療情報の提供責任と説明責任
- 4) 臨床検査部門の管理運営
- 5) 管理基準体制の整備と実践

といった取り組みは、終わることなく継続しなければならない。

法改正の実現と新分野への進出のためには、

- 1) 業務制限法制化
- 2) 在宅医療への進出
- 3) 検診事業への関わり

等がマスタープランに述べられている。

新会長のもと平成 22、23 年度執行体制が示されたが、この法改正については渉外法制部が過去の要望書からの懸案事項の確認と選別を行うなどの具体的な取り組みにすでに着手している。

日臨技主導による認定制度には、認定一般検査技師、認定心電検査技師、認定臨床染色体遺伝子検査技師等がある。この認定資格以外にも臨床検査技師認定機構による認定資格もあり、多数の認定取得技師が誕生している。

平成 21 年度からは資格更新のための研修会開催の取り組みも始まり、専門性の高い知識と技術を持った認定技師制度も確立されつつある。

職能団体として、また個人のスキルアップのためにもこの制度の活用は有効であり、さらなる充実と今後認定資格を取得した技師が増加するにあたり、地位の向上や認定検査技師診療報酬加算などの取り組みも望まれる。

第 3 次マスタープランに記されている

- 1) 日本医療機能評価機構や ISO の認証・認定の審査員として参加できる認定資格
 - 2) 現場に密着し、EBM に基づいた臨床検査のコンサルテーションを担う認定資格
 - 3) 検査総合管理を担う認定資格
- 等については今後も検討されなければならない。

平成 4 年より始まった日臨技生涯教育制度は、自発的な学習を援助するシステムとして高く評価される。

とくに、平成 19 年より基礎教科と専門教科からなる 5 年サイクルの新制度がスタートした。この新制度により平成 17 年～19 年の第 11 クールでは 7,931 名の終了者となった。

また平成 20 年の単年度でも修了者は 1014 名で、この結果、県によって修了者に差はあるものの、全体では高い履修率となった。この生涯教育制度は、会員の履修状況が把握出来る有効なシステムであるが、日臨技や都道府県技師会開催の研修会は都市部に集中する傾向にある。さらなる履修率向上のためには、研修内容の充実と共に研修会に参加困難な遠隔地の会員や子育て中の女性会員、休職中

の会員にも配慮して、e-ラーニングを充実し履修を可能とする取り組みが望まれる。

- 1) 検査研究部門と地区検査研究部門の在り方
- 2) 診療科別(臓器別)医学検査研修会の設置
- 3) 卒前・卒後教育の整備
- 4) 臨床検査技術の指導要領の作成と習得
- 5) 認証・認定取得の啓発
- 6) チーム医療

等の取り組み等の事項は、新執行体制の教育研修部において推進される予定である。ことにチーム医療への参画に関する検討は、検査技師の身分保障や地位向上にも関わる重要な課題であり、今後の最優先としてとらえ積極的に取り組んでいかなければならない。

2 組織・運営

平成 22 年に新執行体制が整い、組織再編が行われたことは高く評価するものである。時代に即した組織の再編は事業を円滑に推進する上で重要なことと考える。組織運営は日臨技の根幹であり磐石な基盤のもとに組織と執行部体制の強化が望まれる。

第 3 次マスタープランに挙げられる、

- 1) 外郭組織団体の設立
- 2) 事業部の新設
- 3) 常設委員会や臨時的な委員会の設置
- 4) 事業計画検討委員会の設置
- 5) 環境問題を扱う部の設置

等は今期を含め組織体制が改革されてきたと言える。

執行部体制の強化についても新執行体制のもとに、

- 1) 支部制の導入
- 2) 理事定数
- 3) 専務理事の定数と業務・職務権限の明文化
- 4) 監査法人による外部監査・業務監査等がすでに検討・実施されており、その運用に期待したい。

女性理事の登用については、日臨技の会員構成の特性を考慮し積極的に進めていくことを女性部会の提言書も喫緊の課題としている。クオータ制度採用も一つの方法と考える。女性会員の働きやすい環境整備を目標に取り組んでいきたい。

財政基盤における、

- 1) 会員の入会対策
 - 2) 会員構成および会費の取り扱い
- 等については、女性部会の提言書でも重要な課題として捕らえている。

一般会員の会費が大きな収入源であり、入会対策は地区技師会並びに都道府県技師会と協力してあたるべきである。

しかし近年、団塊の世代の退職と雇用不安、そして臨床検査技師業務が細分化されたことによる専門学会への入会等が影響して、会員数は減少傾向にある。

国家資格を有する職能団体として、有

資格者全員の入会が望まれるところであるが、現実には厳しく、「存在して価値ある・会員に信頼される日臨技」を目指すことが重要である。

女性部会の提言書では、

- 1) 会員向け
 - 2) 新規・新卒向け
 - 3) 職種アピールのための手段
- 等に分けてその提案を述べている。

会員数 5 万人を誇る職能団体としては、更に入会対策を推進し組織力の強化に努めていく必要がある。

3 日本医学検査学会

日本医学検査学会(以下「全国学会」という)は、日臨技事業の中で職能活動とともにその根幹をなすものである。

医学界における全国学会の位置付けの向上も目指している。

第 3 次マスタープランに掲げた、「全国学会の独立とあり方検討」をもとに、学会あり方委員会が設置され、見直しが行われた。

その新しい答申書により、平成 22 年度の学会からは新運営で開催されているが、様々な課題も報告されており、公益事業 II 部で検討が進められている。いずれにしても、常に時代に即した学会のあり方、交通の利便性、地区技師会の活性化等を考慮し、会員が参加しやすい新しい学会企画での開催が必要である。

4 出版事業

出版事業は、国民に良質な医療情報の提供という重大な責務を負っており、企画・運営等に関わるスタッフの充実が必須である。

また、技術マニュアル書をはじめ各種テキスト等の学術書は、会員に対してより高度な技術取得の場を等しく提供することから内容の充実と質の向上を目指す必要がある。

現在、JAMTIS では会誌「医学検査」検索ができるが、「閲覧」という視点に立った見直しや、この枠を広げ会誌のカラー写真掲載や検査法マニュアルおよび研修会テキスト等の教育書の閲覧を行うことが望まれる。

今後、出版事業は、他の関連する事業と一つにまとめたうえ外郭組織団体もしくは組織内で独立して運営することを検討し、第 3 次マスタープラン要綱から除外する方向で考えたい。

5 行政・関係省庁

検査技師に関する資格、教育、業務の地位向上のためには、厚生労働省および関係省庁との連携を深め法整備の実現を目指していかなければならない。

- 1) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律「医療法」での資格や地位向上に関して法改正の継続要求
- 2) 業務制限
- 3) 診療報酬点数改正と新設
- 4) 人材派遣

- 5)労働安全衛生
6)緊急時対策事業への参画
7)連携体制
等の課題が挙げられる。

ことに診療報酬点数改正と新設については、女性部会提言書にも「臨床検査技師の行動および認定検査技師の行動に対する点数化」として述べられている。

日臨技から出された、検体検査管理加算、血液採取・生理検査病棟出張加算に加えて、認定検査技師に対する付加価値も要求している。

臨床検査技師が認定資格を取得するためには専門性の高い知識と技術を必要とし、指導的立場となることは必然である。認定検査技師の存在が広く認知される活動も強化しなければならない。

すでに執行部渉外法制部においては、平成 22 年度診療報酬改定の検証・整理を行い、次期改定に向けた取り組みが開始されている。

地方自治体に対する啓発活動の推進については、

- 1)公益事業への参加支援
- 2)検診事業への協力支援
- 3)学校教育の実地研修

を引き続き検討していかなければならない。

すでに、公益事業企画推進委員会にて委託事業のがん撲滅、エイズ撲滅、生活習慣病対策事業が展開されているが、地区技師会が効果的な活動を展開できるよう、日臨技としてのガイドライン作成も望まれる。

また、今後は女性会員(女性会員の活躍を推進する機関)が企画する事業を定期的に開催できる予算措置を提案したい。

6 関連団体・関連学会

主体性を持った関連団体・関連学会との協調及び連携を目的に、今後も関連団体との協議を推進し、地位向上・業務拡大を目指していかなければならない。

また、標準化事業、精度管理事業等において、検査技術統一化の実現を目指すために、当会が主導的立場で関連学会との関係を築く方策を検討する必要がある。

7 国際交流・国際協力

国際交流・国際協力を通じて検査技師の質的向上を目指し、より一層の交流推進が必要である。

WHO 標準化事業への取り組みや国際的視野に立った人道支援の実施を積極的に行うことで、国内外を問わず広い視野に立って活躍できる質の高い検査技師が育成される。

研修事業の見直し、国際協力体制への参画、国際事業に関する情報提供については今後内容を十分に調査していきたい。

V まとめ

第 3 次マスタープランを検証した結果、組織・執行体制の改革がなされた事項、またこれまでの社会環境の中で実施および取り組みが出来たもの以外は、現日臨技の抱える継続課題として今後も検討されるべき事項と考えられた。

また、女性会員の割合が 10 年後に 8 割に達することを踏まえ、日臨技の組織力をさらに高めるためには、女性の視点を活かすこと、および男女共同参画基本法に基づく事業計画の推進が重要である。

現代社会は男女を越えたひとりの人間としての質的向上が何よりも求められている。日臨技の会員ひとりひとりに求められることも同様であり、確かな日臨技の道づけにより、会員個人の成長と社会的認知がなされるよう見守ってゆく責務があるとも言える。

会員にとって指標となるべき第 4 次マスタープラン策定に早急に取り組むことを希望する。 <了>

意見書

平成 22 年 7 月 31 日

社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会 長 高田 鉄也 殿
女性技師将来検討委員会

委員長 原田佳代子
副委員長 山地ひろみ
委 員 佐藤 圭永
小田辺なお子
藤浪 朋子
江角 智子
担当理事 梶山 広美

意見書

第 4 次マスタープラン策定(案)の背景と趣旨

本年 6 月 30 日に提出された「第 3 次マスタープラン検証報告書」では、社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「当会」という)の諸運営に関して、いくつかの追加変更を行った上で、今後当会の運営基盤となる第 4 次マスタープラン策定が必要であると結論づけている。

これを受けて、女性技師将来検討委員会は、「第 3 次マスタープラン検証報告書」と、本年 2 月 1 日に提出した「女性部会提言書」を比較検討し、新たなマスタープラン要綱(案)をまとめるに至った。第 3 次マスタープラン要綱の内容は、非常的に射た内容であり、策定から 8 年経った今でも、十分にその必要性を認める項目が多数存在している。このため、必要な項目は残しつつ、「女性部会提言書」に記載された新たな取り組みを追加し作成した。

I.基本目標

「国民の健康に貢献する医学検査の実践と普及」

我々検査技師が、「医学検査」の専門家として国民の目に見える形で医療に貢献するためには、今以上に直接患者に関わる業務の拡充・推進を図らなければならない。そのためには、関係省庁および関連団体・学会との連携を強化し、検査技師に関する法改正や環境整備に取り組む必要がある。

また、チーム医療において、積極的に診療支援部や患者に情報発信を行い、さらには国民に対して「医学検査」と検査技師の存在価値についてのアピールを行うことが重要である。

これらの実践により、検査技師は真に国民に貢献できるものとする。学術・研究等のみの偏った知識習得だけでは、真価が問われることになる。今、臨床検査技師に不足しているアピール能力・コミュニケーション能力・マネジメント能力を強化することが急務と考える。

また、今後 8 割を占めようとする女性技師会員の活躍推進に力を注ぐ活動は、会存続も左右する重要課題である。

この基本目標の実現をするためには、まずは組織基盤の強化と人材育成が必要である。柔軟な組織体制の整備、外郭団体の設立による活動の充実、各種研修カリキュラムの確立と人材育成、患者の視点に立った知識の習得等が必要であり、その先に臨床検査技師としての位置づけ向上と法改正による地位確立がある。

さらに、関係団体・関連学会との連携の中で、地位を高めていく努力も必要である。また、世界に対する責務を果たすために、人道を掲げた高い次元での国際貢献等に取り組むことも求められる。

第 4 次マスタープラン要綱(案)では社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領に基づき基本目標を掲げ、これを実践するために第 3 次マスタープランの 7 項目に新たな 2 項目を加えて、9 項目に区分し、それぞれの目標を設定した。

II.実現への指針

1. 地位・制度

1) 職能団体

(1)国民へのアピール

1)直接患者にかかわる事業の拡充・推進を図る

2)保険医療政策に基づいたキャンペーンの効果的参加方法を検討する

特に全国展開の大規模イベントの実施は効果的と思われる。

医療現場における臨床検査技師の役割を広くアピールすることは、国民の認知・信頼を獲得し、さらには関係省庁や関係団体とのより良い関係を築くものである。

(2)技師教育への取り組み

1)修士・博士取得の推進

- 2)「技師教育委員会」と関係省庁・団体との協議推進
- 3)大学への編入・入学の支援
- 4)大学院大学の設立検討
- 5)基礎教育 4 年制の検討

医学系大学における保健学科の設置により保健衛生学士が誕生しているが、さらに多くの修士・博士の資格を修得し、技師教育の場に参画していくことが望まれる。また大学への編入・入学や放送大学等への進学のための情報提供と支援を行い、社会的位置づけの向上を目指すものである。最終的には当会の大学院大学を設立し、専門分野のエキスペートを養成する。

「技師教育委員会」と関係省庁・団体との協議推進では、臨床検査技師の業務拡大に関連して、必要な検査については、教育の段階から必修科目として導入を要望していくことも必要である。

(3)医療情報の提供責任と説明責任

1)研修会等の実施

患者満足度に寄与するサービスや接遇、医療情報の「提供責任と説明責任」を果たすための研修会等を実施し、必要とされる臨床検査技師を目指すものである。

(4)臨床検査部門の管理運営

- 1)医療機能評価プログラムの作成
- 2)機能評価委員要請の研修会実施
- 3)ISO 審査委員の育成
- 4)日本医療機能評価機構の専任委員としての登用

臨床検査部門運営に重点を置いた医療機能評価プログラムを作成し、このプログラムを用いて機能評価専門委員養成の研修会を実施する必要がある。また、機能評価専任委員として日本医療評価機構に任用されるような仕組みも必要である。このような管理基準体制の整備に努めることにより、検査の質を確保することができる。

2) 法改正

(1)業務制限法制化

- 1)世論を利用した展開の検討
- 業務制限の法制化を推進するためには、世論が高まるような方策等も検討する必要がある。

(2)診療報酬加算

- 1)「臨床検査技術料」
 - 2)「臨床検査指導料」
 - 3)「認定検査技師設置加算」
- 医療全体の質を上げ、臨床検査技師の地位を確たるものにするためには、臨床検査技師による業務を診療報酬加算につなげるような提案が必須である。

(3)在宅医療への進出

- 1)業務拡大推進
- 2)採血・生理学的検査のための法改正
- 3)ケアマネージャー資格取得に向けた法改正

在宅医療に関わる業務の拡大を検討することが課題である。今後は、ケアマネ

ージャー資格取得、在宅医療での採血行為・生理学的検査の実施等についての法整備を視野に入れ検討する必要がある。

(4)検診事業への関わり

- 1)医療施設以外での検診事業に対する姿勢の明確化
 - 2)機器管理・精度管理などの対応
- 現在、非侵襲性かつどこでも実施可能な検査機器の研究開発が進められている。当会としては、これらの機器管理や精度管理等も含めた対応を検討する必要がある。

3) 認定制度

(1)位置づけの向上

- 1)関連学会、会員施設への啓発
- 2)認定総合監理検査技師制度（上級レベル資格）の新設
- 3)診療報酬への反映

さまざまな認定制度が確立しているが、行政・医学界・医療施設・職場にその存在が認知されていない。早急に認定技師の必要性を認知・普及させる必要がある。また、さらなるレベルアップが図れる仕組みや診療報酬への加算要望なども積極的に展開する必要がある。

(2)認定制度の立案

- 1)認定・認証の審査員としての認定資格
- 2)臨床検査コンサルテーションを担う認定資格

臨床検査分野だけではなく、幅広い医療分野で活躍できる資格の立案が採択されれば、会員の意識高揚に直結するとともに診療支援として患者および国民に貢献できるものと思われる。

(3)専門学会独自の認定制度への対応

当会と連携していない専門学会独自の認定制度においても、当会会員の多くが含まれていることから、連携・認定対応なども含めて検討する必要がある。

2. 組織・運営

1) 組織再編

(1)外郭組織団体の設立

- 1)外郭組織団体ならびに「総研」の設立検討

研修、精度管理、試薬開発、出版等の事業については、外郭組織団体(別法人等)として、組織から分離することも考慮し、検討する。また、行政対策、国民・会員意識調査・研究などを中心に行う「総研」の設置を検討することは、法改正の推進や国民・会員の声にこたえる臨床検査技師の確立を目指す上で必要な独立組織と思われる。

(2)事業に即した部の設置

- 1)担当部の組織内独立
 - 2)新たな部の設置
 - 3)常設・臨時委員会の設置
 - 4)事業計画検討委員会の設置
 - 5)環境問題を扱う部の設置
- 医療環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を確立する必要がある。

2) 執行部体制の強化

(1)理事選出方法の再考

(2)女性理事の登用（クォーター制導入）

7割を占める女性会員を有する会として、女性理事数が少ないのが現状である。理事の選出方法を見直さない限りは、この状況は続くものと思われる。クォーター制導入を積極的に検討する必要がある。

3) 財政基盤の強化

(1)入会対策のための具体的事業計画作成および教育機関・学生への啓発活動

(2)会員構成

- 1)学生会員制度
 - 2)休職会員の減免制度
- ### (3)事業内容に即した効率的経費利用の実施

会員のメリット・会員としての意識付けを十分に周知し、学生からの啓発活動が必須である。また、会員構成でも正会員・学生会員・休職会員などを設け、会を離れることなく生涯にわたり会員として研鑽をつむことができる仕組みが必要である。

4) 人材育成の強化

(1)マネージメント能力開発（経営・管理）

(2)患者心理・臨床現場に対応できる能力開発（コミュニケーション能力開発）

臨床検査技師に不足しているのは、病院幹部としてのマネージメント能力、患者や他職種とのコミュニケーション能力である。これらを強化し、魅力ある臨床検査技師の育成が急務である。

5) 人材の活用

(1)休会中の会員支援

- 1)休会中の情報提供支援の実施

(2)退職者会員の支援

- 1)有能な退職者の能力を生かす手段を検討

人材育成の面から考えた場合、休会中の会員が会員としての最低限の情報を入手できる仕組みを作る必要がある。また、退職された会員の有能な技術や能力を生かす手段を検討することも、後進の指導強化ならびに入会の魅力になり得ると考える。

6) 生涯教育研修制度の再構築

(1)教育プログラムの整備

- 1)卒前・卒後教育における一貫した教育プログラムの整備
- 2)所属施設、関係団体に認知される(昇任・昇給時の項目と成りえる)カリキュラムの作成
- 3)レベルごとの研修会区分の作成
- 4)各種研修会プログラムの整備と普及
 - ・接遇・患者応対
 - ・新人教育
 - ・卒後教育
 - ・職場復帰
 - ・スキルアップ

(2)部門役割の再検討

- 1)検査研究部門と地区研究部門の位置づ

けの検討

- 2) 効率的な部門員の選出と役割の検討
(全国委員のネットワーク強化)
- 3) 部門の域を超えた研修会の実施 (疾病の理解と多角的検査アプローチ、診療科別研修会の開催)

(3) 履修方法の再考

- 1) 履修率アップの方策検討 (研修会開催場所・方法の再検討)

(4) 臨床検査技術の指導要領の作成と習得

- 1) 技術標準化と普及

(5) チーム医療

- 1) 参画方策の検討
- 2) 情報提供

(6) 認証・認定取得啓発

- 1) 各種認証・認定に関する情報提供
- 2) 取得のための指導、教育の推進

生涯教育研修に関しては、新人研修、接遇研修等の全国統一カリキュラム作成が必要である。これにより、最低限必要な項目を全国くまなく周知することができる。

また、研修会内容ごとにレベルを表示することで、新人・中堅・ベテランそれぞれに応じた企画を行うことができる。この場合、参加者の選定にも留意し、会員が求める研修に参加できるように調整する必要がある。

チーム医療は必須の事項でありながら、十分な研修が全国規模で開催されていないのが実情である。全国 1 か所だけの研修会は、地区単位で同一内容の研修会を開催できるように工夫し、技術普及に取り組む必要がある。

7) IT 活用

(1) 履修可能な IT 活用

- 1) e-ラーニングの充実と履修ポイントの付与

(2) 会誌閲覧

- 1) IT 利用による閲覧形式の検討と技師会誌 (冊子体) の在り方の検討

いまやインターネット環境の無い施設・個人環境は少ないのではないだろうか。現在、e-ラーニングへの取り組みが行われているが、内容・項目ともに未完成・不十分である。早急に整備し、これに履修点数を付与することで履修アップに加えて地域差レスが望めるであろう。また、今後は携帯電話を利用した学術情報発信も検討したい。技師会誌については、JAMTIS での検索が可能となっているが、検索型閲覧に加えて冊子目次からの閲覧等も検討する余地がある。冊子配布を IT 閲覧に置き換えることで、利便性や無駄を省くことも期待できることから、会員に冊子送付の必要性有無を確認することも必要であろう。

3. 日本医学検査学会

- 1) 「医学検査」の主幹となす学会を目指す

(1) 学会の独立方式

(2) 地区(支部)学会を分科会的な観点から検討

- (3) 開催年度・場所検討と参加しやすい環境設定の再考

(4) 企画立案の方法再考

- 1) 演題選定基準の再考

日本医学検査学会は、臨床検査界での高い位置づけを持つ学会に成長すべきである。そのためには、学会を独立させ、活動に専念できる環境整備が必要であろう。学会のレベルアップのためには、演題選定基準も再考し、レベルアップに取り組む姿勢が求められる。

地区(支部)学会は、全国学会の分科会的な観点から再考し、より会員に近い立場での細かい技術伝達や継承ができる企画が求められる。

またここでは、当会として会員に啓発すべき事項・研修内容をくまなく伝達できる機会を設定することも必要である。本来、学会とは学術集会である。その意義に立ち返り、「運営側」「参加側」「企業側」の 3 つの視点に立った開催年度・開催場所の再考を行い、受益者負担の精神のもと資金面・運営面でのコンパクトな開催が求められる。

4. 出版事業

- 1) 国民に対し良質な医療情報の提供と時代に即した事業展開を目指す

(1) 外郭組織団体などによる独立した運営方式の検討

(2) 事業整備の推進

- 1) 書籍・テキスト等の内容充実の質向上の検討
- 2) JAMTIS での閲覧方法の再考

(3) 査読委員の再考

- 1) 査読委員の登用、基準の在り方の検討

(4) 医学検査啓発

- 1) 啓発書の充実
- 2) 国民に対してビデオ・スライド等を利用した啓発活動の検討
- 3) 行政を通じた啓発活動の検討

出版事業は、当会事業の中でも業務比重の重い分野である。これを独立させることで、内容の充実とともに、国民啓発活動にも十分に組みこめる体制ができると考える。冊子ベースとともに IT 化も同時に検討していく必要がある。

5. 行政・関係省庁

- 1) 厚生労働省および関係省庁との連携を深め法整備の実現を目指す

(1) 関係法規の見直し要求

(2) 全検査項目に対する業務制限の要求

(3) 診療報酬点数改正の要求と新設の検討

- 1) 「臨床検査技術料」
- 2) 「臨床検査指導料」
- 3) 「認定技師設置加算」

(4) 人材派遣業の検討

(5) 労働安全衛生の環境整備

- 1) 認証・認定取得の啓発と支援方法の検

討

(6) 災害救助法への参画

- 1) 災害救助支援マニュアルの整備
- 2) 災害救助法参画の要請

(7) 行政・関係省庁の委員会への参画方法の検討と会員への情報提供の迅速化

2) 地方自治体に対する啓発活動の推進

(1) 地区技師会に対する公益事業支援の在り方を検討

(2) 検診事業への協力支援方法の検討

(3) 青少年に対する啓発活動の実施

行政・関係省庁との関係は、今後の臨床検査技師位置づけに重要な意味を持つ。このため、積極的にその動向を調査し、業務制限・診療報酬改正等の法改正に取り組み必要がある。しかしながらこれら分野も片手間にできることではない。先に「組織・運営」で提案した「総研」の設立時には、これら動向調査や法改正に必要な根拠を集積し、当会が行動する形が現実的であり、十分な効果が得られるものとする。

6. 関連団体・関連学会

- 1) 関連団体との協議を推進し、地位向上・職域拡大を目指す

(1) 9 団体協議会の推進

(2) 四師会との協議推進と参画

(3) 日本衛生検査所協会との協議推進

- 2) 関連学会との連携強化と主体性の発揮を目指す

3) 検査技術の統一化実現のための方策検討と実施

臨床検査技師の位置づけ向上を目指すためには、日本医師会、日本看護協会、メディカルスタッフと言われる各職種団体との関係も重要である。積極的に参画し、その発言力を強める努力が求められる。

7. 国際交流・国際協力

- 1) 国際交流による検査技師の質的向上を目指す

(1) 国際学会への参加支援方法を検討

- 1) 国際学会委員会への役員派遣
- 2) 学会参加への具体的な支援方法の検討

(2) WHO 標準化事業への取り組み

2) 国際的視野に立った人道支援の実施

(1) ODA 等の海外活動検査技師への支援体制の整備

(2) 研修事業の見直しと支援整備

(3) 人材育成のための研修事業の展開

(4) 国際協力体制への参画

(5) 国際事業に関する情報提供の整備

国際交流・国際協力は、当会が世界に対してその責務を果たす場となる。これらの取り組みを充実させるためには、確たる組織を持つことが条件であろう。現状の問題点を解決し、臨床検査技師の地位向上を目指し、レベルアップを図ることが、これら国際活動に貢献する基盤となる。

8. 女性技師活躍推進特別事業

1) 組織の 7 割を占める「女性技師」の活性化を目指す

- (1)健康支援事業
- (2)職業意識の向上
- (3)人材育成

- 1)女性管理職育成
- 2)キャリアアップ支援
- 3)ネットワーク形成

(4)就業支援

- 1)復職時の技術支援
- 2)非正規雇用者の技術支援
- 3)働きやすい環境整備

(5)相談事業

(6)意識調査

- 1)解析と活動評価・方針の検討

10 年後には女性会員は 8 割を占めることになる。女性技師の支援とその育成をサポートすることは、当会の存続に直接かかわる重要事項である。

今回、新たに追加した本項目は、女性技師と男性技師との差を意識しなくなった時点で完結するものである。いまだ、管理職の女性比率は低く、当会理事割合においても同様である。マネージメント能力も含めて、女性の視点に立った人材育成が急務である。

9. マスタープラン管理事業

1) マスタープランの履行評価・見直し等を行い、時代に即した運営を図る

(1)年度ごとの履行状況の評価

(2)検証と見直しの実施

第三次マスタープランが長年検証もされず放置されていた状況は改善しなくてはならない。マスタープランは会運営の指針であるものの、時代の流れに柔軟に対応しその見直しも必要である。そのためには、年度ごとの履行状況の検証、評価、見直しを行う外部機関を設置する必要がある。

Ⅲ. 最後に

平成 22 年 6 月に提出された「第 3 次マスタープラン検証報告書」によると、平成 16 年に作成された第 3 次マスタープラン要綱の大部分が現在においても必要な項目であると結論づけており、我々の検討においても、その多くの項目を継続として残しています。

これに、女性技師の人材育成を目的に特別事業を設置、定期的に策定されるマスタープランの検証・評価・見直しを行う組織を確立、という 2 点を新たに追加しました。

ここに、第 4 次マスタープラン要綱(案)を女性技師将来検討委員会としての意見書と致しますが、執行部において十分に吟味していただき、早急に会員に提示し、会の指針を共有化することを希望します。

<了>